

【信用保証を受けることができる中小企業】

① 企業規模

事業設備資金・事業運転資金・短期事業資金・創業支援資金の融資を受けようとする場合は資本金（出資金）か従業員数のうちいずれか一方が、無担保無保証人小口事業資金・小規模企業小口事業資金の融資を受けようとする場合は従業員数が該当していなければなりません。

融資の種類	事業設備資金・事業運転資金・短期事業資金・創業支援資金		
	無担保無保証人小口事業資金・小規模小口事業資金		
業種	従業員数		資本金(出資金)
小売業	50人以下	5人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下		1億円以下
卸売業	100人以下		3億円以下
製造業、建設業 運輸業、その他	300人以下	20人以下	

※中小企業信用保険法施行令で別途要件が定められているものを除きます。

② 業種

中小企業信用保険法に定める業種に限ります。

③ 許認可

許認可が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

④ 対象資金

事業経営に必要な資金が対象となります。生活資金、住宅資金などは保証対象となりません。